

(インフルエンザ以外)

## 学校感染症による出席停止について

保護者 様

千葉県立浦安高等学校  
校長 若 菜 秀 彦

学校感染症に罹患している場合、他の生徒に感染する恐れのある間は、学校保健安全法施行規則により登校することができません。お子さまが回復し登校する際、下記の「治癒証明書」を主治医に記入していただき、学級担任までご提出ください。

### 治癒証明書

年 組 生徒氏名

保護者名

下記の疾患で令和 年 月 日から療養中のところでしたが、他への感染のおそれがないと思われ  
ますので、令和 年 月 日から登校して差し支えないことを証明します。

該当疾患に○	疾 患 名	出席停止の期間 (以下の基準に基づき、主治医が判断します)
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌性物質治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下・顎下・舌下の各腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水 痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎(はやり目)	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで
	溶連菌感染症	治療開始後24時間以上経過し、全身状態の安定した者は登校可能
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快し、医師が感染のおそれがないと認めるまで
	ウイルス性肝炎( 型)	肝機能が正常になるまで
	伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹のみで、全身状態の安定した者は登校可能
	伝染性膿痂疹(とびひ)	患部を覆えば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで
	その他の感染症( )	

令和 年 月 日

医療機関名  
医 師 名

印